

高知県知事認定獣医師等認定要領

制定：令和4年3月22日 3高畜産第644号
最終改正：令和5年3月30日 4高畜産第852号

第1 目的

本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第3条の2第1項に基づき公表された、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に規定する知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の認定等について、必要な事項を定める。

第2 知事認定獣医師

1 認定基準

知事は、以下の要件を全て満たすと判断した獣医師に対して認定を行うものとする。

(1) 適時性

ア 定期的に農場を巡回する等、家畜防疫員と同等以上に適時に豚熱ワクチン接種を行うことができること。

イ 豚熱ワクチン接種票（別紙様式1。以下「接種票」という。）を交付する場合は、農場における接種頻度が適切なものとなるよう、防疫指針に基づく対応を適時に行うことが出来ると認められること。

(2) 適切性

ア 豚熱ワクチン接種に関する講習会への参加や家畜保健衛生所（以下「家保」という。）から豚熱ワクチン接種に必要な技術的及び事務的な事項について説明を受けることにより、豚熱ワクチン接種に必要な知識を習得していること。ただし、家畜防疫員として豚熱ワクチン接種を行ったことがある者は、これと同等の知識を有する者とする。

イ 家畜保健衛生所と緊密に連携がとれること。

ウ 接種票を交付する場合にあっては、農場における接種が適切なものとなるよう、防疫指針に基づく対応を適切に行うことができると認められるとともに、飼養衛生管理の指導を適切に実施できること。

2 申請等

(1) 申請方法

認定を受けようとする者は、「知事認定獣医師認定申請書」（別紙様式2）に必要事項を記入し、添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(2) 申請事項の変更

申請内容に変更が生じた場合は、「知事認定獣医師申請事項変更届」（別紙

様式3) に必要事項を記入し、速やかに知事に提出するものとする。

3 認定審査

- (1) 家保は、提出された書類に不備がないことを確認の上、畜産振興課へ進達する。
- (2) 畜産振興課は、前記により申請書を受理した場合は、第2の1の認定基準に基づき申請内容を審査する。

4 認定証の交付等

- (1) 知事は、第2の3の認定審査において申請者が認定基準を満たしていることと認める場合は、知事認定獣医師として認定し、「認定証」(別紙様式4)を交付する。
- (2) 申請者が認定基準を満たしていないこと等により認定しない場合は、「知事認定獣医師不認定通知書」(別紙様式5)により申請者へ通知する。

5 認定期間、期間終了後の申請等

- (1) 認定期間は第2の4の認定日から、当該年度の年度末までとする。
- (2) 認定期間終了後も継続して知事認定獣医師の認定を受けようとする者は、知事が指定する日までに申請書(別紙様式2(別紙様式2-1、別紙様式2-2を含む))を家保に提出するものとする。
- (3) 認定期間終了後に継続して認定を受けようとしなない場合は、認定証を家保を通じて知事へ返却するものとする。

6 認定の取消

- (1) 知事は、知事認定獣医師が第2の1の各基準を満たさなくなったとき、又は誓約書(別紙様式2-1)の事項について不遵守が認められる等、知事認定獣医師に相応しくない事由が発生した場合、認定を取り消すことができる。
- (2) 知事が認定を取り消す場合は、「知事認定獣医師認定取消通知書」(別紙様式6)により通知する。
- (3) 認定を取り消された者は、認定証を家保を通じて知事へ返却するものとする。

7 認定の辞退

知事認定獣医師は、認定期間中にその認定を辞退する場合、「知事認定獣医師辞退届」(別紙様式7)を知事に提出するものとする。

8 知事認定獣医師の責務

知事認定獣医師は養豚農場訪問の際、農場内の飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックし、問題点等を確認した場合には、農場主に対してその旨を

指摘し、改善点等の助言を行うものとする。

第3 登録飼養衛生管理者及び認定農場

1 登録飼養衛生管理者

知事は、以下の要件を満たすと判断した者を登録飼養衛生管理者として認定し、県が管理する豚熱ワクチン接種に係る登録飼養衛生管理者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。なお、豚熱ワクチンを接種しようとする飼養衛生管理者は登録飼養衛生管理者であり、家畜防疫員又は知事認定獣医師に豚又はいのしし（以下「豚等」という。）の診察を受け、豚熱ワクチン接種票を交付してもらう必要がある。

(1) 認定基準

ア 適時性

家畜防疫員及び知事認定獣医師と同等以上に適時に豚熱ワクチン接種を行うことができること。

イ 適切性

(ア) 豚熱ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得及び維持していること。

(イ) 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師と緊密に連携が取れること。

(2) 申請等

ア 申請方法

飼養している豚等の所有者は、飼養衛生管理者を名簿に登録したい場合、豚熱ワクチン接種に係る飼養衛生管理者の登録申請書（別紙様式8。以下「登録申請書」という。）に必要事項を記載し、知事へ提出するものとする。

イ 申請事項の変更

登録申請書の内容に変更が生じた場合は、「登録飼養衛生管理者の登録内容変更届」（別紙様式9）に必要事項を記入し、速やかに知事に提出するものとする。

(3) 認定審査

ア 家保は、提出された登録申請書に不備がないことを確認のうえ、畜産振興課へ進達する。

イ 畜産振興課は、前記により登録申請書を受理した場合は、第3の1の(1)に規定する要件について審査する。

(4) 認定に伴う名簿への登録

ア 知事は審査の結果、認定する場合は、「登録飼養衛生管理者登録通知書」（別紙様式10）を申請者へ通知する。また、知事は認定した場合は登録飼養衛生管理者名簿を作成する。

イ 申請者が要件を満たさないこと等により登録しない場合は、「登録飼養衛生管理者不登録通知書」（別紙様式11）を申請者へ通知する。

(5) 登録期間、期間終了後の申請等

- ア 登録期間は第3の1(4)の登録日から、当該年度の年度末までとする。
- イ 登録期間終了後も継続して登録飼養衛生管理者の認定を受けようとする場合は、知事が指定する日までに登録申請書(別紙様式8)を家保に提出するものとする。

(6) 登録の取消

- ア 登録飼養衛生管理者が要件を満たさなくなった時等、豚熱ワクチンを適時適切に接種かつ厳格に管理する上で適切でない事由があった場合、登録飼養衛生管理者又は豚等の所有者から削除申出があった場合、知事は当該登録飼養衛生管理者を名簿から削除することができる。
- イ 知事は、前項の規定により名簿から削除した場合は、速やかに該当登録飼養衛生管理者等へ「登録飼養衛生管理者登録取消通知書」(別紙様式12)を通知するものとする。

2 認定農場

知事は、以下の要件を満たすと判断した農場に対して認定を行うものとする。なお、認定農場以外の農場では、豚熱ワクチン接種を行ってはならない。

(1) 認定基準

ア 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ、家保との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師と緊密に連携が取れること。

イ 豚熱ワクチン管理体制

豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書を作成し、防疫指針において認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていること。作業手順書については、登録飼養衛生管理者が守るべき事項について記載し、申請農場に備え付けるものとする。

(2) 申請等

ア 申請方法

豚等の所有者は、所有する農場で登録飼養衛生管理者に豚熱ワクチン接種を行わせようとする場合は、豚熱ワクチン接種農場認定申請書(別紙様式13(別紙様式13-1、別紙様式13-2を含む))。以下「農場認定申請書」という。)に必要事項を記載し、知事へ提出するものとする。

イ 申請事項の変更

農場認定申請書の記載内容に変更が生じた場合は、「豚熱ワクチン接種農場の認定内容変更届」(別紙様式14)に必要事項を記入し、速やかに知事に提出するものとする。

(3) 認定審査

- ア 家保は、提出された農場認定申請書に不備がないことを確認の上、畜産

振興課へ進達する。

イ 畜産振興課は、前記により農場認定申請書を受理した場合は、第3の2の(1)の認定基準に基づき申請内容を審査する。

(4) 認定に伴う通知

ア 知事は審査の結果、認定する場合は、「豚熱ワクチン接種農場の認定通知書」(別紙様式15)を申請者へ通知する。

イ 申請者が要件を満たさないこと等により認定しない場合は、「豚熱ワクチン接種農場の不認定通知書」(別紙様式16)を申請者へ通知する。

(5) 認定期間、期間終了後の申請等

ア 認定期間は第3の2(4)の認定日から、当該年度の年度末までとする。

イ 認定期間終了後も継続しての認定を受けようとする場合は、知事が指定する日までに農場認定申請書(別紙様式13(別紙様式13-1、別紙様式13-2を含む))を家保に提出するものとする。

(6) 認定の取消

ア 認定農場が要件を満たさなくなった時、誓約書(別紙様式13-1)の事項について不遵守が認められる等、ワクチンを適時適切に接種かつ厳格に管理する上で適切でない事由があった場合、豚等の所有者から取消申出があった場合、知事は認定農場の認定を取り消すことができる。

イ 知事は、前項の規定により認定を取消した場合は、速やかに認定農場の豚等の所有者へ「認定農場認定取消通知書」(別紙様式17)を通知するものとする。

第4 その他

- 1 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は豚熱ワクチン接種を行う場合には、あらかじめ家伝法第50条に基づき、知事による豚熱ワクチンの使用許可を受けるため、知事に申請書を提出し、使用許可を得ること。
- 2 当要領に基づく申請書等は、原則として、豚熱ワクチン接種対象農場を管轄する家保を経由するものとする。なお、接種対象農場が複数あり、管轄する家保が複数となる場合は、接種対象農場を管轄する各家保に予め相談の上、提出先を確認するものとする。
- 3 高知県知事認定獣医師等の認定に係る運用は、当要領によるほか、防疫指針に定めるところによるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領の改正は、令和5年4月1日から施行する。